

令和 8 年度社会福祉施設整備方針

(障害児・障害者福祉施設および老人福祉施設)

第 1 基本方針

社会福祉施設の整備に当たっては、福祉保健部門の基本計画である「第 5 次秋田市地域福祉計画」における、各分野ごとの実施計画である「第 6 次秋田市障がい者プラン」および「第 11 次秋田市高齢者プラン」を着実に推進するため、各実施計画に基づく施設整備を進めることとしている。

また、令和 7 年 6 月に策定した「秋田市中・長期財政見通し」によると、市税や市債等が減少傾向にあり、歳入全体として減少していく見通しの中、歳入規模に見合った歳出構造を維持し、市民サービスの向上と財政健全性の確保を両立させることとしていることから、社会福祉施設整備についてもその必要性を精査し、今後の社会情勢等を見据えつつ、真に必要と認められる整備に限り実施することとしている。

これらの点を踏まえ、本市では、令和 8 年度の整備を次のとおりとする。

- 1 障害児・障害者福祉施設の整備については、「第 6 次秋田市障がい者プラン」に基づき、計画的に整備を進めることとしている。近年は、重症心身障害児者等を主な対象とする施設の創設や、民間事業者等による施設の整備により定員数の確保が着実に進んでいることから、令和 8 年度は新規整備を行わないこととする。
- 2 老人福祉施設の整備については、「第 11 次秋田市高齢者プラン」に基づき計画的に整備を進めることとしている。令和 8 年度は、同プランに掲げる整備方針に基づき、老朽化が進み、立て替えを必要とする広域型特別養護老人ホーム 1 施設（100 床）の改築整備を、令和 7 年度から令和 8 年度の 2 か年で行うこととするほか、地域密着型特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）2 施設の創設整備を行うこととする。

(参考) 対象施設の選定等

1 選定手続

協議のあった施設整備計画については、担当課において書類審査を実施するとともに、ヒアリングおよび実地調査を行った後、秋田市社会福祉法人審査委員会等において、計画の妥当性や「2 選定基準」との整合性等について審査のうえ選定する。

なお、書類審査の時点において選定基準等に合致しない場合又は同計画が国の施設整備交付金等の対象とならなかった場合もしくは本市において施設整備に必要な財源の確保が困難となった場合は、協議の打切りや選定の取消しを行うこともあるため十分に留意すること。

2 選定基準

(1) 施設の創設、増設等について

ア 計画する施設については、建築基準法はもとより、施設の種別ごとに設けられている建物・設備の「最低基準」など、関係する諸法令・条例・通知等の基準を満たしていること。

イ 既存の施設では、入所待機者の需要を満たしきれないなど、客観的需要在認められること。

なお、中長期的視点からも真に必要性が認められ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。

ウ 「第1 基本方針」に合致すること。

(2) 建設予定地について

ア 自己所有地又は借地にかかわらず、登記事項証明書や寄附確約書、賃貸借契約書等の客観的資料により、建設予定地の確保が確実であること。

なお、借地の場合は、地上権又は賃借権の設定登記がなされることが確実であること。

イ 当該法人の事業とは無関係の目的による抵当権などが設定されておらず、かつ、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法、都市計画法等の各種開発規制等に該当しないものであること。

ウ 交通の利便性や住宅地との距離等から、施設利用者に対するサービス提供にとどまらず、地域に開かれた在宅サービスの拠点としても適切な立地条件であること。

エ 建設予定地の隣接地権者、町内会等地域住民に対する施設整備説明などの情報提供が行われ、同意書などにより施設建設が円滑に進められることが見込まれること。

(3) 社会福祉法人等の適格性について

ア 社会福祉法人等の役員構成、資金計画（借入金の償還能力等）等が適正であり、施設整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であること。

イ 秋田市による指導監査の結果が良好であり、指導監査等による指摘・指導事項に対しては、適切な対応により改善がなされていること。

(4) 社会福祉法人の新設を伴う計画について

ア 法人の設立に際して寄附金が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結されていて、寄附者の所得能力、資産状況等の各種証明書から、当該寄附が確実に行われることが明らかであること。

イ 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も上記と同様であること。

ウ 必要な資産として、その他財産のうちに施設運営に必要な当該法人の年間事業費の1/2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していること。なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては1/2分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

エ 評議員は、定款で定めた理事の員数を超え、理事、監事（以下「役員」という。）又は当該社会福祉法人の職員を兼ねていないこと。

評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならないこと。

理事は、6人以上であって、理事のうちには、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が含まれていること。また、当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者が含まれていること。

理事のうちには、各理事について、その配偶者もしくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事ならびにその配偶者および三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこと。

監事は2人以上であって、社会福祉事業について識見を有する者および財務管理について識見を有する者が含まれていること。

監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならないこと。

(5) 民間補助金との調整について

協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと。

3 秋田市公共工事コスト縮減対策について

市が発注し、又は補助する工事における一層のコスト縮減を図るため定める「秋田市公共工事コスト縮減要綱」（平成15年4月17日市長決裁）に基づき、設計に取りかかる段階において、本市工事検査室に協議が必要であること、また、本市工事検査室長より建物規模・工事単価等に関する指導・助言がある点について認識しておくこと。

なお、「秋田市公共工事コスト縮減要綱」のほか、関係資料については秋田市工事検査室ホームページ内の「公共事業の費用の縮減について」を確認しておくこと。

(<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/soshiki/1002622/1003631/1002509.html>)

4 その他

各事項の詳細については、所管課所室より示される手引き等を参照すること。